

非暴力とインド仏教

川田洋一

はじめに

仏教における非暴力の系譜は、釈尊の菩提樹下における「悟達」を源流として、その流れは、大別して北伝仏教と南伝仏教を形成していきます。紀元前三世紀半ば、アシヨーカの息子・マヒンダによってスリランカに伝わったとされる南伝仏教は、後に東南アジア一帯に広がって、今日に及んでおります。一方、北インドからシルクロードを通じて、紀元後まもなく中国に到達した北伝仏教は、その主流を大乘仏教が形成しつ

つ、紀元四世紀に韓半島へ、六世紀には日本へと伝えられました。また、六世紀末と八世紀半ば以後に、インドから直接、チベットに伝えられております。

本日、日本からの参加メンバーは、北伝仏教、とりわけ『法華経』を中心経典とする大乘仏教に属しております。また、「インド」と「日本」の「対話」ということもあり、「インド仏教」「中国仏教」「日本仏教」のなかから、「仏教における非暴力の系譜」をたどってみたいと考えております。

一 仏教における非暴力の実践

さて、私の担当は「インド仏教における非暴力」についての考察ですが、まず、仏教の「生命の尊厳性」を宣言した最古の仏典『ダンマパダ』の一節を取り上げたいと思います。

すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。己が身にひきくらべて殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。(一二九偈)

自分の生命と同じように、他者の生命も尊いと共感して、自ら殺してもならないし、また、誰かを使って殺させてもいけないという仏教倫理の根本が示されています。

「暴力」の原語はbandaであり、古代の暴力は杖や棍棒を使用しましたが、今日では武器や弾薬であり、とりわけ、核や生物化学兵器に代表される大量破壊兵器といえましょう。

「己が身にひきくらべて」とは、傷つけられ、殺される者への深い共感の心であり、後に大乘仏教の「慈悲」として高揚されていきます。「生きものを殺すな。殺させるな」という仏教倫理は、仏教平和論の原点となりつづけてきました。

それでは、仏教徒は、この「不殺生戒」をどのようにして実践に移していったのでしょうか。仏教では、「平和」を、大別して三つの次元でとらえております。それは、「心の平和」「社会・人類の平和」そして「自然生態系の平和」であります。今日では、この三つのいずれの次元にも、深刻な「暴力性」「煩惱性」が及んでおり、人類そのものの絶滅の危機さえまねきよせようとしております。「社会・人類の平和」を破壊する「暴力性」は、戦争、テロ、特に大量破壊兵器の存在ですが、その基盤には、人権抑圧、性別、部族、民族、宗教、文化間の差別、貧富の差、とりわけ極度の貧困が「構造的暴力」となつて横たわっています。

「自然生態系の平和」は、異常気象、地球の砂漠化や生物種の激減となつて脅かされており、その原因とし

が、わたしの名はアヒンサカ(傷害せざる者)である。いま、わたしは、真に名前の通りである。わたしは、いかなる人をも害することがない。

当時の国王は、武器と兵隊で、殺人鬼といわれたアングリマラーを征服しようとしたが、不可能でした。これに対して釈尊は、慈しみと智慧で、「ヒンサカ(殺人者)」を「アヒンサカ(不殺生者)」に変えたのです。

釈尊は、「自己にうち克つ」ことを教えました。『ダンマパダ』に「戦場において百万人に勝つとしても、唯一つの自己に克つ者こそ、実に最上の勝利者である」とあります。

「暴力性」の根にある瞋恚や貪欲や無知に支配されている自己をコントロールし、煩惱の暗躍を許さないこととあります。換言すれば、ともに「慈悲」「共感」「智慧」「勇氣」をはぐくみ、その「善心」によって「悪心」を支配する道であります。

以前には、わたしはヒンサカ(加害者)であつた

怒らないことによつて怒りにうち勝て、善いこ

とによって悪いことにうち勝て、わかちあうことによって物惜しみにうち勝て、真実によって虚言の人にうち勝て。(『ダンマパダ』)

怒り、貪欲、悪心、虚言に心が支配されていれば、自らも不幸であり、必ず他者と対立し、争いへと発動していくものであります。「自己にうち克つ」た者は、他者と共感し、共存の道を開拓していきます。「心の平和」を確立しゆく仏教が、大自然、生態系との「共生」の自然観をいだき、生き方を創出するのは、当然のこととであります。

「生態平和」について、『スッタニパータ』には、次のようにあります。

目に見えるものでも、見えないものでも、遠くに住むものでも、すでに生まれたものでも、これから生まれようと欲するものでも、一切の生きとし生けるものは、幸せであれ。

また、全世界に対して無量の慈しみの意を起す

べし。

生きとし生けるもの——すなわち生態系を織りなすあらゆる生きものの生存権は、現在のみならず、未来にまで及んでいくものであります。「これから生まれようと欲するもの」への生存権の確保のための、「全世界への慈しみ」であります。

二 「心の平和」から

「社会・人類の平和」へ

さて、仏教は、「心の平和」から、どのようにして「社会・人類の平和」の次元へと関わったのでしょうか。

たとえば、マガダ国のアジャータサット王が、隣国ヴァツジ族を征服しようとして、大臣を釈尊のもとに送ったことがあります。釈尊はその時、「七不退法」(共同社会を衰えさせないための七種の原理)を説いて、侵略を思いとどまらせております。これは「心の平和」から出てくる「社会平和」のあり方を説いたものであ

り、ここには、民主共和的な秩序、文化、精神性の尊重、「非暴力」等の倫理性が示されております。

しかし釈尊自身は、自国の滅亡という悲劇を味わっております。釈尊の教導も、国王の怨念や征服欲を抑えることができなかった実例であります。

インドにおいて、「心の平和」から「社会・人類の平和」へのベクトルを実践しようとした国王が、アショカであります。アショカは、カリンガ国を征服した時に、多くの犠牲者を出したことを深く後悔し、武力による征服を放棄しております。アショカの法勅(摩崖法勅十三章)に、次のようにあります。

即位後八年に、天愛喜見王(アショカ)によってカリンガ国が征服された。その際、一万の生類がその地から移送され、十万がその地で殺され、その数の数倍かが死んだ。それより以後、今はカリンガ国は領されているので、天愛は熱心なダルマの遵奉、ダルマに対する愛慕、ダルマの教導に努めている。

アショカは「法(ダルマ)」による勝利こそ最大の勝利」であるとの信念で政治を行い、「社会の平和」を実践しようとしたのであります。ここに「法(ダルマ)」とは、人間のまもるべき理法であり、人間としての「普遍的倫理」をさしております。具体的な「法」の内容の第一に、「不殺生」——「非暴力の戒」があげられており、人類のみならず、すべての生類に及んでおります。

第二には、人間関係の「倫理」が説かれ、第三は、「社会倫理」の確立であります。アショカは、敬虔な仏教徒でしたが、寛容の精神を貫き、「宗教の自由」を保障しております。アショカは、政治とはすべての人々への負債の返済——つまり、報恩のために行うべきものと考えていました。そこで、「法(ダルマ)」の政治の一環として、人間と動物の病院をつくり、また、薬草、樹根、果実を栽培させ、樹木を植え、街道に沿って井戸を掘り、休息所、給水所を設置しております。道路の交差点には、国家の倉庫をつくり、緊急の時にそなえました。裁判の公平と刑罰の軽減にもつとめて

おります。領土の外に「法（ダルマ）」の精神を伝えるため、西方のギリシア、小アジア、エジプトに使者を送り、また王子マヒンダをセイロン（スリランカ）に派遣しております。

「法（ダルマ）」による非暴力の精神は、アショークによって、インドをこえて、南方、北方、西方へと広がっていきました。

三 大乘仏教における非暴力

大乘仏教において、「非暴力」の系譜は菩薩道として展開しております。大乘仏教徒の理想像は「菩薩的人格」の形成であり、慈悲と智慧を主柱としております。智慧は、縁起の智慧であります。一切の存在が、相依相資の関連にあるとの洞察にもとづく智慧であります。それゆえに菩薩道は、「利他」即「自利」となります。そして「心の平和」は、「生態平和」「社会平和」と連環しつつ、達成されゆくものとしております。

仏教において、慈は「メッター」、すなわち真実の友情をさし、悲は「カルナー」、すなわち「うめき声」へ

の共感であります。菩薩は、他者の苦しみに同苦し、真実の友人として、ともにその「苦」を克服し「楽」へと変革する誓願を自らに課するのであります。

『勝鬘經』のなかで、勝鬘夫人（シュリーマラー）は、釈尊の前で十の誓いを立てますが、そのなかに次のようなものがあります。

世尊よ、今後わたくしは、いついかなる場合にも、いきものに対し、怒りの心や害心を決しておこしません。

そして、「利他行」の具体的項目として、夫人は、次のようにいいます。

世尊よ、今後わたくしは、身よりのない者、牢につながれた者、捕縛されたもの、病気で苦しむ者、貧しき者、困窮者、大厄にあった人々を見たならば、かれらを救恤せずには一歩たりとも退きません。

この誓いでは、一切の苦悩する人々に奉仕する慈悲の精神が、現実社会のなかで具体化されていきます。「社会平和」をめざしての積極的、能動的な「非暴力」の実践が示されております。

龍樹もまた、『宝行王正論』のなかで、菩薩の慈悲の実践を説いております。『宝行王正論』は、その副題に「王への教訓」とあるように、南インドのシャータヴァーハナ王朝の一人の王に教えを説いた經典であります。ここではまず、「法（ダルマ）」による政道が説かれています。

法こそが最高の政道であります。なんとすれば、法に世の人々は感動し、彼等が感動するときは、王は、この世においてもかの世においても、欺かれないからです。一方、政道が法に背いて行われるならば、世の人々はその政道に心を寄せません。

アショークと同じように、龍樹も、この王に「法に

よる勝利」のあり方を説いております。此の「論」における「法」の実践化として、社会福祉、租税の減免、資源の平等、囚人の釈放、災害対策があげられております。

たとえば、「老人、幼少者、病人をはじめとする生きとし生けるものの苦を除くために、地方に医者、理髪師など（を置く）田地の報酬を定めなさい。病人、孤児、苦に悩む者、貧しい者などを、慈愛をもって救済し、彼等を養護するように、心を用いてください」などと説いています。

災害対策としては、種子の配給による農産業の復興、食料の分配、租税の免除、価格の適正化、人々の生活安定をはかるように提言しています。教育については、学校の建設や教育者の生計の保障をあげています。

また、「囚人の釈放」についても、次のように述べています。「力の弱った囚人を釈放し、又残りの者を適時釈放してください」「牢獄を楽ししいものとし、理髪師、浴場、飲食物、薬、衣服を備えつけておきなさい」「事情を正しく考慮し、判断して、たとえ罪深い殺人を犯

した人々であっても、死刑に処すことなく、又責苦を与えることなく、彼等を追放しなさい」と。

さらに、当時の仏教者は、「貧困」こそ一切の悪の根源であると考えており、この「論」のなかでも、「貧しい者」の救済が示されています。龍樹は、貧困をなくすことによって、「菩薩の国土」が出現すると考えていました。「菩薩の国土」とは、まさに「社会の平和」であります。

四 むすび

釈尊、アショーク、そして大乘仏教の菩薩道へと、仏教における「非暴力の系譜」は、心のなかの非暴力——自己に克つ戦い——から、「生態系」との共存、現実社会での非暴力の実践のあり方を、さまざまに試みてきております。

釈尊の「心の平和」への実践は、二十一世紀においても、平和論の原点となりつづけるであります。そして、アショークや大乘仏教者としての龍樹の「法による勝利」の政道論も、今日、注目すべき内容を含

んでいるのではないのでしょうか。

(かわだ よういち／東洋哲学研究所所長)